

関係国公立大学長

殿

関係機関の長

宮崎大学医学部長

片岡寛章（公印省略）

リハビリテーション部教授の推薦について（依頼）

謹啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本学医学部附属病院では、リハビリテーション部の教授候補者1名を公募することとなりました。

ついては、御繁忙中のところ恐縮に存じますが貴学（機関）及び関連施設に適任者がございましたら、下記により御推薦くださるようお願い申し上げます。

なお、リハビリテーション部では学部教育（基礎教育を含む）、大学院教育、研究、診療及び指定管理を行っています宮崎市立田野病院の運営等を担当していただく予定で、附属病院リハビリテーション科長を併任していただくことを申し添えます。

謹白

記

- 1 応募締切日 令和3年4月9日（金）必着
- 2 応募資格
  - (1) 医師免許及び学位（医学博士・博士（医学））の学位を有すること
  - (2) リハビリテーション科専門医及び指導医の資格を有すること
  - (3) リハビリテーション科における教育、研究、診療の経験が豊富で強い熱意と意欲を持つ者
  - (4) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師としての認定と実務経験を有すること
  - (5) 難病指定医及び小児慢性特定疾病指定医の資格を有すること
- 3 提出書類
  - (1) 推薦書 . . . . . 別紙様式1
  - (2) 履歴書 . . . . . 別紙様式2
  - (3) 業績目録（一般講演を除く） . . . . . 別紙様式3及び4
  - (4) 主要論文（著書は除く）の中、主なもの10編（PDFデータ（個別にデータを分け、ファイル名の先頭に01.～10.を付したものを電子媒体（USBメモリまたはCD-R）に保存して同封）とその概要 . . . . . 別紙様式5
  - (5) 医学部学生に対する教育の実績と方針、自分の研究の概要と今後の展望及び担当分野の管理・運営に関する抱負などをA4判2枚（3000字程度）にまとめたもの。
  - (6) 診療実績
    - ・最近5年間に経験した主要10疾患の自験例／指導例数 . . . . . 別紙様式6
    - ・自験例の代表的な25症例の概要（病歴要約など）
  - (7) 研究費採択状況 . . . . . 別紙様式7  
（過去10年間の科研費、その他の助成金など、課題名、代表／分担の別、金額も記載）
  - (8) その他、特記すべき実績（障害者に関することなど） . . . . . 様式任意

※本学様式を

<http://www.med.miyazaki-u.ac.jp/home/wp-content/uploads/2021/02/yoshiki.docx>

からダウンロードの上作成すること。

#### 4 書類提出先

〒889-1692

宮崎県宮崎市清武町木原5200

宮崎大学医学部長

※郵送の場合は書留とし、封筒の表に「リハビリテーション部教授応募書類在中」と朱書してください。

#### 5 待遇等

- (1) 着任日：令和3年6月1日（火）（選考状況により変更あり）
- (2) 任期：5年間 ※再任審査の結果に基づき大学が必要と認める教員については、雇用期間の定めのない教員として更新することが可能です。
- (3) 給与：本学職員給与規程に基づき支給
- (4) 勤務形態：専門業務型裁量労働制（週38時間45分相当、1日7時間45分相当）
- (5) 休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始
- (6) 休暇：年次有給休暇、その他特別休暇（結婚、忌引、リフレッシュ、夏季、病気、産前、産後）、育児休業（無給）等
- (7) 保険等：共済保険・厚生年金等・雇用保険・労災保険に加入

#### 6 問い合わせ先

宮崎大学医学部総務課学部系人事係長

TEL0985(85)9027

#### 7 その他

- (1) 関連分野での資格がありましたら、別紙様式2に記載してください。
- (2) 選考の過程において、候補者（3名程度）に講演をお願いします。また、それ以前に選考委員会によるインタビューを実施することがあります。  
講演等にかかる旅費・滞在費等については、すべて応募者の自己負担となります。  
なお、社会情勢等により、講演等をオンラインで行うことになった場合には、その際に発生する通信費及び機器にかかる費用も、すべて応募者の自己負担となります。
- (3) 応募の際に提出された電子媒体は原則として返却しません。
- (4) 宮崎大学での男女共同参画推進事業の実施を踏まえ、選考過程で同等の能力とみなされた場合は、女性を優先して採用します。
- (5) 国家公務員・地方公務員等から引き続き本学に採用されることとなった場合でも、退職手当は原則として通算されません。